



お元気ですか！
志村 たかよし です

第770号 2015年12月20日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1
電話 3546-5563
FAX 3546-9570

平和団体、女性団体、弁護士…が 戦争法の廃止を求める請願を区議会に提出



企画総務委員会で審議始まる

安倍自公政権が、七割に上る国民が「今国会中には採択するべきではない」としていた戦争法を、強行採決して3ヶ月がたちました。

法案が通っても、廃止を求める運動は依然として続いており、中央区では11月24日に、新日本婦人の会や平和団体など7団体、2個人から、区議会に「憲法に違反する『平和安全保障関連法』の廃止

を求める意見書を採択についての請願（裏面に全文掲載）が提出されました。

12月10日の企画総務委員会で、請願の審議が始まり、紹介議員（党区議団）を代表して小栗智恵子議員が請願の趣旨を説明し、請願者の方たちは補足の説明を行いました。

「憲法違反」「立憲主義・民主主義を否定」と批判

請願は「法案は憲法違反」「国会での審議のやり方そのものも立憲主義と民主主義を否定する暴挙」であることを指摘し、「このよう

9月の意見書に基づき採択を

請願者は「多くの地方議会でも超党派で『採決反対』『慎重審議』などの意見書が採択された」ことを紹介し、中央区議会が9月16日に全会派一致で採択した「意見書」の中で「現在、参議院において平和安全法制の関連法案が審議されています。各種世論調査によりまして、その内容や重要性について国民の十分な理解はまだ得られていない状況です。憲法の平和主義、専守防衛を堅持し、国民が真に納得し安心できる安全保障政策を構



築すべく突き詰めた議論を行うことは、国会の責務です」と述べていることをあげ、「この意見書の趣旨に基づき『平和安全保障関連法』（戦争法）の廃止を求める意見書を政府・関係諸機関に提出してください」と訴えました。

世論を盛り上げ「請願」採択を

「請願」は継続審議となり、採決は来年に持ち越されました。戦争法廃止の世論と運動がますます大きく広がっていけば、自民党や公明党を動かし、中央区議会から戦争法廃止を求める意見書を全会派が一致して採択することは可能だと考えます。

憲法に違反する「平和安全保障関連法」の廃止を 求める意見書採択についての請願（全文）

（請願主旨）

憲法に違反する「平和安全保障関連法」（戦争法）の廃止を求める「意見書」を採択し、政府・関係諸機関に提出してください。

（請願理由）

安倍内閣は、本年九月十九日、各種世論調査でも国民多数が反対し、七割に上る国民が「今国会中には採択すべきではない」としていた「平和安全保障関連法案」（戦争法）を、国会での自民・公明両党の多数を持って強行「採決」してしまいました。

しかし、四月月近い今国会審議を通じて明らかに変わったのは、この法案が立憲主義を否定する憲法違反の法案だということです。

この間、この法案については圧倒的多数の憲法学者や弁護士、元内閣法制局長官ら法律の専門家が憲法違反だと断じ、政府が「憲法の番人」だと言っていた最高裁判所の元長官の一人も「違憲」だと指摘していま

す。

国民・都民の安保関連法案反対の世論と運動は大きく広がり、多くの地方議会でも超党派で「今国会での採決反対」、「採決を強行することなく慎重審議をするべき」などの「意見書」が採択されました。

中央区議会でも、九月十六日に全会派一致で「安全保障関連法案の丁寧かつ具体的な議論を求める意見書」を採択しています。その意見書の中でも「現在、参議院において平和安全法制の関連法案が審議されています。各種世論調査によりますと、その内容や重要性について国民の十分な理解はまだ得られていない状況です。憲法の平和主義、専守防衛を堅持し、国民が真に納得し安心できる安全保障政策を構築すべく突き詰めた議論を行うことは、国会の責務です」と述べられています。

このように、「反対」ないしは「慎重審議を行うべき」などの声が大きく広がっているにもかかわらず、政府・自公両党は九月十七日の参議院

院安保特別委員会のなかで前日に開かれた「地方公聴会」の公述人の意見表明の報告を聞いて審議することもなく、当初の議事録には「聴取不能」と書かれているのみという状況の中で強権的に「採決」を強行し、十八日から参議院本会議を開催、十九日未明に本会議での「採決」を強行しました。

「平和安全保障関連法案」（戦争法）が憲法違反というだけでなく、このような国会での審議のやり方そのものが立憲主義と民主主義とを否定する暴挙と言わなければなりません。

このようなことは、議会制民主主義国家として許されることではありません。

「平和安全保障関連法」（戦争法）は、九月三十日に公布され、半年以内には施行されることとなります。

すでに、南スーダンに派遣されている自衛隊員に対して来年三月から新法による「駆け付け警護」（他国軍等を守るための武器使用）を実行させるための準備が進められています。

そうなれば他国の地で、自衛隊が

武器を使って他国の軍などと交戦し、殺し殺されるという事態になってしまいます。

平和憲法のもとで、戦後七十年余にわたって戦争をすることがなかった日本が「戦争をする国」に根本から変貌してしまいます。他国に居住し、あるいは海外でボランティア活動などに参加している日本人がテロリストの「攻撃的」になるなどの危険も高まると思われれます。

このようなことは、絶対に阻止しなければなりません。私たちは日本を「殺し、殺される国」にしてしまう「平和安全保障関連法」（戦争法）の発動を阻止するために、上記のような民主主義をも否定したやり方で強行「成立」させられたこの法律の廃止を求める取り組みを進めていきたいと考えています。

つきましては、中央区議会でも、先に全会派一致で採択された「意見書」（本年九月十六日付け）の趣旨にもとづき、「平和安全保障関連法」（戦争法）の廃止を求める「意見書」を採択し、政府・関係諸機関に提出していただきたく請願致します。